

山形市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 民間事業者の企画提案書の審議及び民間事業者の選定に関すること。
- (2) その他民間事業者の選定に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、農林部長、農林部森林整備課長及び次に掲げる機関、団体等からの推薦を受けた者で組織する。

- (1) 東北森林管理局山形森林管理署
- (2) 山形県村山総合支庁森林整備課
- (3) 公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は農林部長を、副委員長は農林部森林整備課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、委員長は、特に必要と認めるときは、会議に代えて書面により議事を決定することができる。この場合における前項の規定の適用については、同項中「出席委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農林部森林整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。